

やまぐち木の家づくり推進事業補助金交付要綱

制 定 平成 25 年(2013 年)3 月 29 日 平 24 森林企画第 1374 号
一部改正 平成 27 年(2015 年)3 月 31 日 平 26 企画流通第 859 号
一部改正 平成 30 年(2018 年)3 月 30 日 平 29 ぶちうま推進第 776 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、やまぐち木の家づくり推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付について、山口県補助金等交付規則(平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、県産木材を使用した住宅に対する助成することで、木材需要の大半を占める民間住宅分野において、県産木材の利用を促進し木材の地産・地消を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助金額)

第 3 条 補助金の交付の対象となる住宅は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に自ら居住するために新築する一戸建ての木造住宅であること。
- (2) 延床面積が 80 m²以上であること。
- (3) 構造材における木材使用量のうち、優良県産木材認証基準に合致した木材の使用割合が 60%以上で、次のいずれかに該当すること。
板材の使用量が 100 m²以上。
下地材を加えた県産木材の割合が 70%以上。
- (4) 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成 11 年 6 月 23 日法律第 81 号)に基づく住宅性能表示で次の 3 項目の基準を満たすもの
耐震性について、耐震等級 2 又は免震建築物であること。
耐久性について、劣化対策等級 3 であること。
省エネ性について、断熱等性能等級 4 であること。

2 補助金の額は、一戸当たり 250,000 円の定額とする。

(交付の申請)

第 4 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、優良県産木材の認証審査が完了した後、速やかに別記第 1 号様式により提出するものとする。

(実績報告)

第5条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、主要構造部材の施工が完了した後、現場確認ができる期間内に提出しなければならない。

(交付の請求)

第6条 規則第12条により、補助金の額の確定を通知された補助事業者等は、補助金交付請求書を知事に提出するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年(2013年)4月1日から施行し、平成25年度事業から適用する。

2 県産木材利用促進総合対策事業補助金交付要綱(平成21年(2009年)4月1日平21森林企画第12号)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年(2015年)4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年(2018年)4月1日から施行し、平成30年度事業から適用する。